

公募型プロポーザルの実施について

1 プロポーザルに付する事項

- (1) 件名
令和6年度川崎CNブランド及び川崎メカニズム認証制度支援業務委託
- (2) 履行場所
川崎市内
- (3) 履行期間
契約締結日から令和7年3月26日（水）まで
- (4) 業務概要
 - ア 応募者の発掘
 - イ 応募者（見込み者を含む）に対する申請書類作成支援
 - ウ 川崎メカニズムによる域外貢献量の算定支援
 - エ 申請内容の検証業務
 - オ 制度の見直しの検討に関する支援
 - カ 会議等への出席
 - キ データベースの提供
 - ク 事業に関連する助言及び情報提供
 - ケ 業務実施報告書の作成

2 プロポーザル参加資格

このプロポーザルに参加を希望するものは、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 次に掲げる者に該当しないこと
 - ア 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項 各号に掲げる者
- (2) 川崎市との契約に当たり、過去3年以内に次の事項に該当する行為を行っていないこと
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした。
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した。
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた。
 - エ 契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了確認に必要な監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた。
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった。
 - カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った。
 - キ 上記アからカに該当し一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した。
- (3) 以下についての実績があること
 - ・ LCCO₂ の評価手法の検討に係る業務または関連業務を実施したことがあり、LCCO₂ の算定に精通している。

3 提案内容の評価基準

- (1) 企画作成力・企画視点
- (2) 専門的知識・実績
- (3) 業務体制・実現性
- (4) 事業への理解度と業務への積極性
- (5) 企画内容と見積額の整合性

4 プロポーザル参加意向申出書の配布及び提出

このプロポーザルに参加を希望するものは、次によりプロポーザル参加意向申出書及び類似の契約実績を証する書類を提出してください。

(1) プロポーザル参加意向申出書の配布場所及び問い合わせ先

川崎CNブランド等推進協議会事務局（川崎市環境局脱炭素戦略推進室）

担当 鈴木、藤田

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所新本庁舎 21階

電話 044-200-3872 電子メールアドレス 30titan@city.kawasaki.jp

※プロポーザル参加意向申出書は次のホームページからダウンロードすることもできます。

川崎CNブランド等推進協議会 <https://www.k-co2brand.com/>

(2) プロポーザル参加意向申出書の配布期間

令和6年1月22日（月）～令和6年2月2日（金） 午前8時30分～午後5時00分

（川崎市役所閉庁日及び正午～午後1時00分を除く）

(3) プロポーザル参加意向申出書の提出期限及び場所

ア 提出期限

令和6年1月22日（月）～令和6年2月2日（金） 午前8時30分～午後5時00分

（川崎市役所閉庁日及び正午～午後1時00分を除く）

イ 提出場所 4(1)に同じ

(4) プロポーザル参加意向申出書の提出方法

持参または郵送（簡易書留等の配達記録が残る方法に限る）とします。

5 仕様書及び企画提案書作成要領の配布

令和6年1月22日（月）～令和6年2月2日（金） 午前8時30分～午後5時00分

（川崎市役所閉庁日及び正午～午後1時00分を除く）

川崎CNブランド等推進協議会事務局（川崎市環境局脱炭素戦略推進室）において配布するとともに、申し出により電子メール等で送付します。

6 参加資格確認結果通知書の交付

上記4により、プロポーザル参加意向申出書を提出した者には、当該業務委託の提案資格の有無について、令和6年2月7日（水）までに参加資格確認結果通知書を参加意向申出書に記載の電子メールアドレスに送付します。ただし、参加意向申出書に電子メールアドレスを記載しない場合は、上記4(1)まで直接受け取りに来るようお願いします。

7 仕様書に関する問い合わせ

仕様書に関する問い合わせの対応は次のとおり行います。

(1) 問い合わせ先

4(1)に同じ

(2) 質問受付期間

令和6年2月7日（水）～令和6年2月14日（水） 午前8時30分～午後5時00分

（川崎市役所閉庁日及び正午～午後1時00分を除く）

(3) 質問受付方法

電子メールに限り受け付けます。 電子メールアドレス 30titan@city.kawasaki.jp
電話、FAX等による質問は受け付けません。

(4) 回答方法

回答は、すべての応募者に対して電子メールにより令和6年2月19日(月)午後5時00分までに行います。

8 プロポーザル参加資格の喪失

当該業務委託について提案資格を有するとの確認通知を受けた者が資格確認後において、次のいずれかに該当するときは、当該契約に係る提案を行うことができないものとし、プロポーザル参加資格を喪失します。

- (1) プロポーザル実施前に、上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) プロポーザル参加意向申出書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。
- (3) 提出期限、提出先、提出方法に適合しないとき。
- (4) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。

9 プロポーザルの実施手続等

(1) 方法

企画提案書の提出及び提案内容に関するヒアリング

※企画提案書作成等に伴う費用は、提案者の負担とします。また、提出された提案書類等は返却しません。

(2) 提出書類及び書式等

「企画提案書作成要領」のとおり

(3) 企画提案書の提出期限及び場所

ア 提出期限 令和6年3月1日(金) 午後5時00分まで

イ 提出場所 4(1)と同じ

(4) 企画提案書の提出方法

持参または郵送(簡易書留等の配達記録が残る方法に限る)とします。

(5) 企画提案書に関するヒアリングの日時・場所

ア 実施日時 令和6年3月14日(木)の発注者が指定する時間

イ ヒアリング時間 企画提案書に基づいて25分程度のヒアリング

(プレゼンテーション15分、質疑応答10分)を実施します。

ウ 実施場所 発注者の指定する場所

(6) 出席者

本業務を遂行する際の担当者が出席して説明してください。

(7) 受託者の特定方法

令和6年度川崎CNブランド及び川崎メカニズム認証制度支援業務委託受託者特定のためのプロポーザル評価委員会において提案内容の審査及び評価を行い、当該委託に最も適した提案を行ったと認められる提案者を受託者として特定します。

ア 評価項目

- (ア) 企画作成力・企画視点
- (イ) 専門的知識・実績
- (ウ) 業務体制・実現性
- (エ) 事業への理解度と業務への積極性
- (オ) 企画内容と見積額の整合性

イ 評価基準

- (ア) 評価項目ごとに5点満点とし、絶対評価による客観的採点を行う。
- (イ) 採点結果のうち、評価項目(ア)・(イ)は3倍、(ウ)は2倍にして計算する。

ウ 順位の決定方法

各評価委員の採点を集計し、合計点により順位を決定する。基準点を満点の6割以上とし、基準点を超えた提案者のうち、合計点が最も高い企画提案を行った事業者を受託予定者として選定する。なお、合計点が最も高い企画提案が複数あった場合には、次の選考過程により順位の上位者を決定する。

(ア) 「評価項目(ア)及び(イ)」の合計点が最も高い提案者

(イ) (ア)に該当する提案者が複数ある場合、評価項目(ウ)の合計点が最も高い提案者

(ウ) (イ)に該当する提案者が複数ある場合、評価項目(エ)の合計点が最も高い提案者

(エ) (ウ)に該当する提案者が複数ある場合、見積額が最も低い提案者

(オ) (エ)に該当する提案者が複数ある場合、第三者立会いによるくじ引き

(8) 提案の無効

プロポーザルに参加する資格のない者が行った提案は無効とします。

(9) 提案を辞退する場合の手続き

令和6年3月1日(金)までに、「辞退届」(様式は任意)を上記4(1)と同じ場所へ持参の上、提出することとします。

(10) 結果の通知

結果については、全ての業者に通知します。

なお、通知により、委託業者に特定されなかった旨の通知を受けたものは、書面(様式は任意)により、その理由に対する説明を求めることができます。ただし、説明を求める期間は、通知に記載の期日までとします。

10 業務規模等

(1) 委託業務は1(3)に掲げる期間で行うものとし、上限額は、8,907,000円(支払日時点での税込価格)とします。

(2) プロポーザル参加者は、上記に係る見積書を作成し、9に掲げる企画提案書と併せて持参するものとします。

11 契約の手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

免除とします。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

12 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 関連情報を入手するための窓口は、4(1)に同じです。

(3) 当該プロポーザルによる受託者の決定の効果は、川崎市議会定例会における本事業の実施に関する予算の議決(令和6年3月頃)を要します。

川崎CNブランド等推進協議会事務局

(川崎市環境局脱炭素戦略推進室)

担当 鈴木、藤田

川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所新本庁舎 21階

電子メールアドレス 30titan@city.kawasaki.jp